

三木市災害時受援・応援計画



令和 6 年 1 2 月改正

三 木 市

目 次

第1章 受援計画

1	基本的な考え方	1
2	応援要請	2
3	調整会議	2
4	応援部隊の活動拠点等の指定	3
5	ヘリポートの開設	5
6	経費負担	6
7	救助・消火活動	6
8	医療活動	7
9	輸送活動	10
10	人的支援受入計画	10
11	物的支援受入計画	12
12	義援金の配分	14
13	関係機関への応援要請及び受援体制の要領	14
14	広域一次滞在の要請	24

第2章 応援計画

1	基本的な考え方	25
2	応援対策本部の設立	26
3	応援規模・内容の決定	26
4	応援期間の決定	26
5	応援の要領	26
6	経費の負担	29
7	義援金等の募集	29
8	事務分掌	30

参考資料

1	三木市災害義援金募集委員会設置要綱	1
2	自衛隊災害派遣部隊	3
3	知事(市長)あて職員派遣	5
4	応援部隊の活動拠点として活用する場合のチェックリスト	6
5	物資の集積拠点として活用する場合のチェックリスト	8
6	活動拠点・一時集積配分拠点開設チェックリスト	10
7	事務引継書様式	12
8	関係機関応援要請先一覧	13

第 1 章 受援計画

1 基本的な考え方

(1) 災害時受援計画の主旨と目的

三木市において大規模な災害が発生した場合には、市独自での対応には限界があり、市外からの応援を有効に活用して応急措置、災害応急対策、復旧・復興などの措置を行うことが重要である。

このため、本受援計画に基づき、市外からの応援を円滑に受け入れる体制を早期に確立して、警察・消防・自衛隊・給水隊などの応援部隊、救援物資、およびボランティアなどを速やかに受け入れ、効率的・効果的な災害対策を実行する。

(2) 本計画の発動

地震の発生や大規模な自然災害等の発生時に人的又は物資資源が不足する場合、本計画を発動し、応援要請を行うなど受援体制を開始する。

ア 発動要件

本計画の発動要件を次のとおり設定する。

(ア) 市内で震度 5 強以上の地震が発生し、市災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めた場合

(イ) その他、大規模な自然災害等が発生し、本部長が必要と認めた場合

イ 発動期間

発動期間は、三木市業務継続計画と整合性を図るため、同計画の対象期間である「発災後 1 か月」を基本とするが、必要に応じて、発災後 1 か月以降の応援受入れも想定する。

(3) 受援担当者の選定

受援に係る窓口及び指揮命令系統を明確にし、応援を円滑に受け入れるため、本部班及び応援を受け入れる各班に、次のとおり、受援担当を選定する。

ア 本部班

本部班内に、受援に関する全体調整を担当する「庁内全体の受援担当者」を設置する。

庁内全体の受援担当者は、全体調整として、行政機関・自衛隊等への応援要請、市全体の受援状況の取りまとめ等を行う。

イ 応援を受け入れる各班

各班に、受援担当を選定する。

ウ 受援担当者の主な役割

	主な役割
庁内全体の 受援担当者	○県や応援職員等派遣機関との応援職員等の受入れ調整に関する事 ○各班の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関する事 ○各班の人的応援のとりまとめに関する事 ○受援に関する庁内全体の調整会議の運営に関する事
各班の 受援担当者	○庁内全体の受援担当者との応援職員等の受入れ調整に関する事 ○各業務における応援職員等の受入れに関する事（状況把握、サポート等）

2 応援要請

災害対策本部は、効率的・効果的な応援を受けるために、被害状況、災害応急活動の状況及び人員・物資の充足状況を把握し、県、警察、自衛隊、関係機関及び災害応援協定締結市町に報告し、応援を要請する。

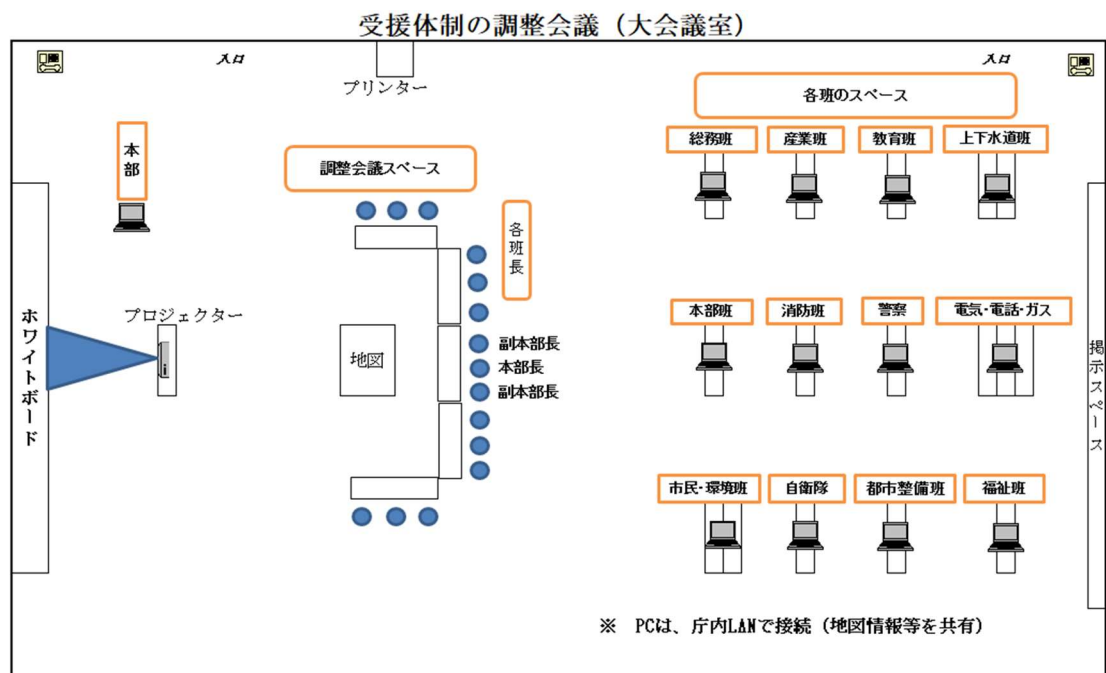
3 調整会議

災害応急対策は、市、県、消防、警察、自衛隊及び防災関係機関等多数の機関が合同で行うことから、効率的・効果的な活動を推進するためには相互に連携・調整を実施することが必要である。

そのため、災害対策本部は広域的な応援を円滑に受け、かつ効果的に救助・消火活動、被災者支援等を実施するため、調整会議を毎日定期的に行い、情報及び状況認識の共有を図る。

調整会議の具体的な内容は以下のとおりとする。

- (1) 開催時期：毎日夕刻（定時）
- (2) 開催場所：調整会議室（本庁舎大会議室）
- (3) 会議構成機関
 - 1) 三木市災害対策本部
 - 2) 国・県機関（自衛隊、警察、消防、医療機関を含む。）
 - 3) ライフライン関係機関
 - 4) ボランティア調整機関
- (4) 主な調整事項
 - 1) 応援部隊の活動状況及び活動予定の報告
 - 2) 応援部隊の市内における配置場所、今後の増援予定
 - 3) 物資に係る調整（必要物資の品目、集積場所、配布時期・場所）
 - 4) ヘリコプターの運用に関する調整（ヘリポートの使用、離着陸時期）
 - 5) 道路開設状況及び道路使用に関する調整
 - 6) その他、必要となる国・県への要請・要望事項



4 応援部隊の活動拠点等の指定

応援部隊の宿泊施設、活動車両の駐車スペース、進入経路及び周辺の臨時ヘリポートの有無等を考慮して活動拠点を選定する。

この際、使用できる施設等をあらかじめ「活動拠点候補地」として定め、その中から応援部隊の活動拠点、ライフライン事業者の活動拠点、支援物資の集積・配分拠点等を定め、受入体制を確立する。

活動拠点の開設は、応援部隊が行う。

災害対策本部は、活動拠点の施設管理者に対して、応援部隊が活動拠点を開設するための施設の開設、使用できる区域又は立入禁止区域の設定等を依頼する。

消防本部においては、三木市消防緊急援助隊の受援計画に基づく。

・三木市活動拠点候補地

施設名	TEL	住所	屋外面積 m ²	屋内面積 m ²	接続する 主要道路
三木山総合公園	0794-83-4442	三木市福井 字三木山2465-1	218,700	4,900	市道 三木山幹線
吉川総合公園	0794-73-1155	三木市吉川町	121,600	4,400	県道

(グラウンド、テニスコート)		西奥260			淡河吉川線
三木ホースランド パーク	0794-83-8110	三木市別所町高 木	132,000	3,400	国道 175号
緑が丘スポーツ公園	0794-82-2000	三木市緑が丘町 西2-42	48,400	200	市道 四合谷 青山線
三木市文化会館	0794-83-3300	三木市福井1937	13,321	8,198	市道 三木山幹線
教育センター	0794-83-2020	三木市福井1933- 12	2,300	1,646	市道 三木山幹線
三木市総合保健 福祉センター	0794-86-0900	三木市大塚1丁 目6-40	3,150	2,918	市道 えびす 上の丸線
メッセみき	0794-86-9500	三木市福井2426	—	1,387	国道 175号線

・県広域防災拠点

施設名	TEL	住所	面積	接続する 主要道路
三木総合防災公園	0794-87-8408	三木市志染町 三津田1708	約308ha	県道 平野三木線
三木山森林公園	0794-84-6110	三木市福井 字三木山2465-1	80ha	市道 三木山幹線

・第三セクター・民間防災拠点

施設名	TEL	住所	面積	接続する 主要道路
ネスタリゾート神戸	0794-83-5211	三木市細川町 榎山894-60	347ha	県道 神戸加東線

5 ヘリポートの開設

道路寸断及び渋滞等により陸上輸送が困難な状況においても必要な輸送力を確保するため、ヘリポートの開設を準備して、緊急の航空輸送を確保する。

(1) 応援航空隊の活動拠点

(常設ヘリポート)

施設名	TEL	最大対応機種	X Y座標	面積
-----	-----	--------	-------	----

山陽道上り 三木サービスエリア	06-6876 - 3917 吹田道路管制センター	BK-117	X: 59245.806 Y:-131019.459	40*36
兵庫県消防学校 (兵庫県立広域防災セ ンター)	0794-87-2920	CH-47J	X: 65719.056 Y:-135301.084	110*90

(臨時ヘリポート)

施設名	TEL	最大対応機種	X Y座標	面積
緑が丘スポーツ公園	0794-82-2000	CH-47J	X: 63902.833 Y:-135603.338	100*100
三木山総合公園 (野球場)	0794-83-4442	CH-47J	X: 60601.003 Y:-134154.583	145*125 (扇型)
三木グリーンパーク (グラウンド)	0794-82-2000	CH-47J	X: 59758.915 Y:-135339.261	130*100
ともえ運動公園	0794-82-2000	CH-47J	X: 56803.022 Y:-134449.335	100*100 (扇型)
ネスタリゾート神戸 第3駐車場	0794-83-5211	CH-47J	X: 65679.427 Y:-130761.256	125*115 (変形台形)
県立吉川高等学校 第二グラウンド	0794-73-0068	KV-107	X: 69795.816 Y:-124157.422	110*60
吉川総合公園 (多目的グラウンド)	0794-73-1155	CH-47J	X: 71277.925 Y:-126073.229	150*80

(2) ヘリポートの要員などの確保

災害対策本部（消防本部）は、ヘリポートの開設に当たり次の要員及び通信機器を確保する。

- 1) 要 員：ヘリポートにおける安全確保要員及び通信連絡要員
- 2) 通信機器：災害対策本部との連絡用通信機器(衛星携帯電話等)
- 3) ヘリコプターとの交信：消防無線

連絡先	TEL	FAX
神戸市消防局 警防部 司令課	078-331-0986	078-325-8529

(3) ヘリコプターの運用

災害対策本部は、ヘリコプターを運用する場合、上空からの情報収集に活用し、

ヘリコプターによる輸送については、原則として、次により使用の優先順位を調整する。

第一順位

市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
(救助・救急活動、医療活動の従事者・医薬品等の輸送)

第二順位

災害の拡大防止のために必要な輸送
(空中消火活動等災害の拡大防止のための輸送)

第三順位

災害応急対策のために必要な輸送
(食料等生命の維持に必要な物資の輸送)

6 経費負担

救助活動等に係る経費については、災害対策基本法、災害救助法等の関係法令に基づいて、国、県、市及び防災関係機関が負担する。

7 救助・消火活動

(1) 基本的考え方

大規模な地震が発生した場合には、倒壊家屋及び土砂崩れなどによる生き埋め者の人命救助活動及び火災の拡大を防ぐための消火活動などの応急措置が極めて重要となる。

災害対策においては、人命救助を最優先して活動を行う。このため、あらゆる手段を活用して総力をもって救助活動を行う。

(2) 応援部隊への情報の提供

消防、警察、自衛隊など救助・消火活動を行う部隊に対して、被害状況、救助・消火を必要とする地域、要救助者数、交通状況等の情報を優先して提供する。

この際、各部隊から災害対策本部への連絡員の派遣を要請する。

(3) 応援部隊への地図等の配布

応援部隊に対して、救助・消火活動に必要な地図を配布する。

このため、3種類の地図（2万5千分の1、1万分の1、2千5百分の1）を準備する。

この際、情報の収集、提供など情報の交換を容易にするため地図グリッドの使用について検討する。

8 医療活動

(1) 基本的考え方

大規模地震発生時には、市内の医療・救護能力を超える負傷者の発生や医療機関の被災による医療機能の低下により、重症患者の受入・治療に十分対応できない事態が想定されるが、重症患者の治療は緊急を要し、発災直後から早急に行うことが必要である。

このため、市は市内では対応が困難な重症患者を航空機により被災地外の医療機関へ搬送するとともに、被災地外からの救護班を受入れる。

1) 兵庫県の広域医療システム

県は「災害救急医療情報指令センター」を県災害医療センター内に設置するとともに、広域災害・救急医療情報システムにより、災害時における医療機関の診療の可否、患者受入可能数等救急医療情報の収集・提供をする。

2) 医療施設間の災害相互応援協定

- ① 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定に基づき、災害初動時の応援を要請する。要請は、原則として北播磨総合医療企業団の企業長及び副企業長（病院開設者）の了解を得て北播磨総合医療センターの病院長が行う。ただし、企業長及び副企業長の了解を得る暇がない時には、病院長の判断で要請を実施し、その後速やかに企業長及び副企業長に報告するものとする。
- ② 通信手段等が遮断され被災病院が応援要請できない場合、協定により、応援要請がなくても情報集約担当病院が被災病院に代わって応援要請を行う。

(2) 航空機による患者搬送

市は、緊急消防援助隊及び自衛隊のヘリコプターにより、緊急患者輸送を行う。

このため、臨時ヘリポートの準備を行うとともにヘリポートまでの救急輸送を確保する。

1) 救急搬送用ヘリポート計画

- ① 医療救護コーディネート班は、事前に選定されたヘリポート適地の中から、災害の状況、規模等を考慮して、救急搬送用ヘリポートを指定する。
- ② 上記施設が他の防災関係機関の活動拠点として利用されている場合、都市整備班（オープンスペース利用計画班）と調整を行う。
- ③ 指定した救急搬送用ヘリポートは、病院班、消防本部及び各救護班に周知徹底する。

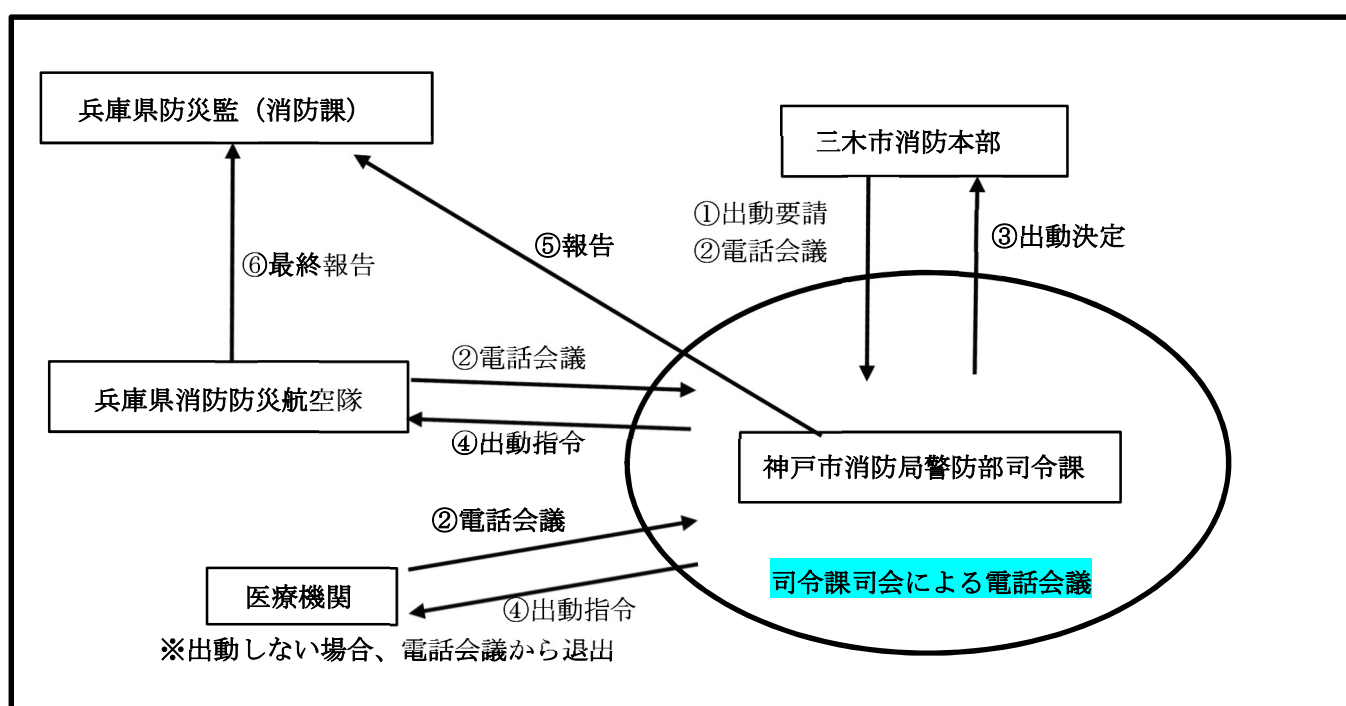
2) 県へのヘリコプター支援要請の手順

兵庫県に対するヘリコプターの支援要請は、「兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」に基づき行う。

① 要請方法

県に対する支援要請は、市長又は消防長が「**兵庫県**消防防災ヘリコプター緊急運航要請書」により、FAX等で県防災監に要請するものとし、**通常時の**手続きは**兵庫県消防防災航空隊**に対して行い、**県災害対策本部設置時は、兵庫県災害対策本部事務局**に行うものとする。

県消防防災ヘリコプター要請手続フロー



(3) 救護班の受入

市は、救護能力を強化するため、救護所として活用できる施設をあらかじめ準備し、市外からの救護班を積極的に受け入れる。

救護所の設定においては、患者の輸送路の確保、衛生管理、水の確保などについて考慮する。

救護活動における被災者搬送体制

区分	位置付け	施設名	所在地	電話番号
医療救護拠点	統括	総合保健福祉センター	大塚 1 丁目 6-40	86-0900
		〃 (医師会事務局)		86-0012
		吉川健康福祉センター	吉川町大沢 412	72-2210

初期救護	軽傷及び 応急処置	救 護 所	三樹小学校体育館	末広1丁目10－8	82-3169
			三木小学校体育館	大塚2丁目4－39	82-0341
			三木中学校体育館	末広2丁目5－12	82-0404
			広野小学校体育館	志染町広野2丁目107－1	85-3000
			別所中学校体育館	別所町東這田598－1	82-0547
			志染小学校体育館	志染町御坂586	87-3224
			豊地小学校体育館	細川町豊地196	86-2224
			口吉川小学校体育館	口吉川町殿畑666	88-0224
			緑が丘小学校体育館	緑が丘町西1丁目10－8	84-0744
			自由が丘小学校体育館	志染町中自由が丘3丁目70	85-1300
			吉川中学校体育館	吉川町大沢2	72-0142
			旧上吉川小学校体育館	吉川町前田1005	82-2000
			旧東吉川小学校体育館	吉川町市野瀬430	82-2000
			吉川小学校体育館	吉川町みなぎ台1－31－3	76-5640
二次救護（後方医療施設）	重症及び 緊急治療	北播磨総合医療センター	小野市市場町926-250	88-8800	
		服部病院	大塚218－3	82-2550	
		ときわ病院	志染町広野5－271	85-2304	
		三木山陽病院	志染町吉田1213－1	85-3061	
		吉川病院	吉川町稲田1-2	72-0063	
県災害拠点病院	重症及び 緊急治療	西脇市立西脇病院	西脇市下戸田652-1	0795-22-0111	

収容施設（三木市内）

施設名	住所	病床数			電話
		精神	結核	一般	
北播磨総合医療センター	小野市市場町926-250			450	88-8800
服部病院	三木市大塚218-3			150	82-2550

ときわ病院	三木市志染町広野5丁目 271			188	85-2304
みきやまクリニック	三木市末広2丁目12番23号			19	82-0203
三木山陽病院	三木市志染町吉田1213-1			191	85-3061
みきやまりハビリテーション病院	三木市大塚1丁目5-89			166	83-3316
大村病院	三木市大村字北山200	445			82-1132
吉川病院	三木市吉川町稲田1-2			316	72-0063

(4) 医療ボランティア

- 1) 医療スタッフが不足する時に対応するため、市内の医療ボランティア登録制度を設けるものとする。
- 2) 医療ボランティアへの要請が必要となった時は、病院班が応援要請を行うこととし、救護隊長の指揮命令のもと救護活動に従事する。
- 3) 医療ボランティアを公募する場合の方法は、ボランティアの受入れ計画に基づいて実施する。

9 輸送活動

(1) 基本的考え方

救助・消火活動、患者輸送及び緊急物資輸送を円滑に行うため輸送路の確保が重要である。

市は、応援部隊や緊急物資を円滑に輸送するため、国道及び主要県道及び主要市道を緊急輸送路に指定する。

(2) 緊急輸送路の確保

災害対策本部（都市整備班）は、緊急輸送路を速やかに確保するため、県土木事務所と連携するとともに建設業協会等に障害物の除去及び応急復旧等を依頼する。

状況により、市外からの土木業者の応援を依頼する。この際、建設業協会及び商工会議所との連携を密接に行う。

(3) 輸送路に関する情報提供

広報車による情報提供を行うとともに報道機関等の協力を得て、道路の被害状況、復旧見込み等について広報を行う。

10 人的支援受入計画

(1) 基本的な考え方

大規模災害発生時に、非常時優先業務を適切に実施するためには、外部からの応

援職員等を適切に受け入れることが重要となる。

そこで、発災時に人的支援の受け入れを円滑に実施するため、主な受援対象業務を以下のとおりとする。

(2) 主な受援対象業務

業務名	業務内容
避難所運営	○避難所等の管理運営、食料及び救援物資等の受入れ及び配布、避難者への情報提供及び相談、避難所における要配慮者支援等に関すること
物資	○救援物資の収受、配分等に関すること ○輸送拠点の管理、運営に関すること ○救援物資等の配送に関すること
住宅・建築	○建築物の応急危険度判定の実施に関すること ○応急仮設住宅の建設、管理に関すること
保健・衛生	○ごみの収集、処理に関すること
被災者支援	○家屋被害調査に関すること ○罹災証明書等の発行に関すること ○災害見舞金の支給に関すること ○災害に関する相談に関すること
ライフライン	○応急給水の実施に関すること ○上下水道施設の災害復旧に関すること
災害復旧	○道路、橋梁等の災害復旧に関すること ○河川施設、水路等の災害復旧に関すること

(3) 応援要請先

本市では、大規模な災害が発生した場合に備えて、以下のような災害時相互応援に関する協定を締結しているので、状況に応じて応援要請を行う。

ア 地方公共団体

協定名称	協定締結先
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県及び県内市町
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	明石市、加古川市、西脇市、高砂市、小野市、加西市、加東市、多可町、稲美町、播磨町
播磨広域防災連携協定	姫路市、明石市、加古川市、たつの市、小野市、相生市、赤穂市、西脇市、高砂市、加西市、宍粟市、加東市、多可町、

	稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町
災害時における相互応援協定	神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、稲美町、明石市
災害時における相互応援協定書	静岡県駿東郡小山町
災害時相互応援に関する協定書	福井県三方上中郡若狭町
災害時相互応援に関する協定書	岐阜県不破郡垂井町

イ 民間企業及び団体

協定種別・内容	協定締結先
無人航空機（ドローン）の運用	スタジオモコ、株式会社マルカ
道路・河川の復旧、災害廃棄物等の処理	三木市建設業協会、兵庫県自動車整備振興会三木支部、KMレッカー、大栄環境株式会社、西日本高速道路株式会社関西支社神戸高速道路事務所
電気・ガス・上下水道設備の復旧	兵庫県電気工事工業組合加古川支部、三木市管工事業協同組合、一般社団法人兵庫県LPガス協会東播支部
ボランティアセンターの運営、被災者支援協力	社会福祉法人三木市社会福祉協議会、関西国際大学
災害時における被災者相談業務	兵庫県弁護士会、兵庫県司法書士協会

11 物的支援受入計画

（１）物資調達の概要

以下の手順により、大規模災害発生時における物資調達を実施する。

- 1) 市民は、自ら備蓄した物資等により生活を維持する。
- 2) 災害対策本部（市民班）は、市が備蓄している物資を被災者に提供する。
- 3) 災害対策本部（本部班）は、協定を締結している民間業者等に対して、物資の供給を要請する。
- 4) 災害対策本部（本部班）は、上記1）～3）によっても物資が不足する場合は、県に対して調達を要請する。

（２）物資の集積・分配拠点の指定

災害対策本部（都市整備班）は、三木市活動拠点候補地の中から適切な拠点（オープンスペース）を指定し、避難所等へ緊急物資を配送する拠点として物資の集

積・分配拠点を開設する。

(3) 物資受け入れ、配分体制の確立

災害対策本部（産業班）は、開設した物資の集積・分配拠点到職員を派遣し、その運営を行うとともに、不足している物資を把握し、県に報告する。

また、ボランティアの受け入れについては、社会福祉協議会のボランティアセンターと連絡調整を行い、人員配置計画を作成する。

市内の物資受け入れ拠点は、市役所みっきいホール及び各地区の公民館とする。

(4) 応援要請先

本市では、大規模な災害が発生した場合に備えて、以下のような災害時応援に関する協定を締結しているので、状況に応じて応援要請を行う。

協定種別・内容	協定締結先
電動車両等の支援	日産グループ・三木市ゴルフ協会、トヨタグループ、三菱グループ
生活物資の確保及び安定供給	イオンリテール株式会社イオン三木店、イオンリテール株式会社三木青山店、株式会社グルメデリカ関西工場、マックスバリュ西日本株式会社、株式会社ヤクルト本社兵庫三木工場、コストコホールセールジャパン株式会社コストコ三木物流センター、株式会社ウエルシア、生活協同組合コープこうべ、株式会社ナフコ、森永乳業株式会社・森永乳業クリニコ株式会社、兵庫みらい農業協同組合、みのり農業協同組合
燃料の確保及び安定供給	兵庫県石油商業組合三木支部三木石油協議会
物資等の緊急運搬	一般社団法人兵庫県トラック協会
資機材の確保及び安定供給、配備	NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社ナンバ三木店、株式会社ダイキ三木青山店、セッツカートン株式会社、株式会社東海大阪レンタル、株式会社ナフコ
ユニット住宅設置、軽トラック貸与	株式会社兵庫中部運輸、J U S E T Zマーケティング株式会社、三協フロンテア

	株式会社
仮設住宅等の提供	株式会社デベロップ

12 義援金の配分

災害対策本部（本部班）は、「義援金募集委員会」を設置し、義援金の募集および配分を行う。

【参考】三木市災害義援金募集委員会設置要綱

13 関係機関への応援要請及び受援体制の要領

13-1 消防

（1）兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援要請

消防長は、地震発生後（災害発生後）直ちに被災状況の把握に努め、必要と判断した時点で「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づき応援要請を行う。

県に対するヘリコプターの緊急運航要請は、市長又は消防長名をもって予め神戸市消防局警防部司令課へ電話等で行い、その後速やかに兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を兵庫県防災監に提出する。（提出先は神戸市消防局警防部司令課）

1）県消防防災ヘリコプター応援要請先

連 絡 先	電 話 番 号
神戸市消防局 警防部司令課 8：45-17：30	電 話 078-331-0986
	F A X 078-325-8529
災害対策局当直 17：30-9：00	電 話 078-362-9900
	F A X 078-362-9911

2）要請に際して連絡する事項

- ① 災害種別（救急・救助・火災防御・情報収集・災害応援※ア・その他）
- ② 災害概要、事案覚知時間、発生場所（Nコード等）
- ③ 臨時離着陸場（臨時離着陸場番号※イ・散水の有無）
- ④ 現地の気象条件（天候・視程※ウ）
- ⑤ 無線呼称名（臨時離着陸場・活動隊・現場指揮本部）
- ⑥ その他の必要事項（同乗者・搬送先医療機関・搬送先臨時離着陸場・搬送先無線呼称名・電源の可否）

※ア 災害応援とは、災害時の状況把握、緊急物資、医薬品等の輸送及び対策要員・医師等の搬送並びに住民への避難誘導・警報の伝達。

※イ 臨時離着陸番号とは、ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧に記載されている番号。

※ウ 視程とは、何km先の目標物まで判別できるかという値。

3) 要請者において措置する事項

- 1) 臨時離着陸場の選定・Hマーク表示
- 2) 臨時離着陸場における措置（周囲の安全確保、散水、地上の風向・風速の確認・表示、情報の共有、機体誘導）

4) 患者の搬送

- 1) 患者収容先の病院選定については、消防本部が行う。
- 2) 管外の搬送先臨時離着陸場の支援要請は、消防本部が行う。
- 3) 救急搬送については、医療従事者が同乗すること。

(2) 広域航空応援要請

消防長は、ヘリコプターを使用することが消防活動上極めて有効と判断した時点で「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づき速やかに応援要請を行う。

1) 大規模特殊災害の規模

- ① 大規模な風水害等の自然災害
- ② 山林等で陸上からの接近が著しく困難な地域での大火災等
- ③ 消火活動上困難な重要建築物等の火災
- ④ 航空機事故、列車事故等集団災害事故
- ⑤ その他上記に掲げる災害に準ずる事故

2) 応援の種別

- ① 救急出動
- ② 救助出動
- ③ 火災出動
- ④ 情報収集活動
- ⑤ 災害応急対策活動

(3) 消防応援部隊の受入

広域消防応援及び広域航空消防応援を受け入れた場合は、直ちに事前計画に基づき関係機関に報告すると共に、次の事項を災害対策本部に報告する。

1) 応援隊の規模

- ① 受援の区域
- ② 応援隊の所属
- ③ 応援車両の種別と台数、主な装備と人員

- ④ 応援隊の集合場所
- 2) 応援隊への補給の要請
 - ① 燃料
 - ② 給水、給食
 - ③ 状況により休憩所又は宿舎
- 3) 消防応援部隊の受入れ要領
 - ① 応援消防隊の結集場所の指定
 - ② 消防水利に関する資料の配布
 - ③ 消防支援情報の提供

※ 受援体制の人員確保については、70歳以下の消防OB職員の協力を求める組織作りに努める。

(4) 緊急消防援助隊

- 1) 大規模災害が発生し、必要であると判断した場合には、消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事に対して緊急消防援助隊の応援要請を行うよう依頼する。依頼においては、次の事項を明らかにした要請書により、要請する。

ただし、緊急を要するときは、電話又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により依頼する。

 - ① 災害の種別・状況
 - ② 人的・物的被害の状況
 - ③ 必要応援部隊の種別と部隊数
(消火部隊、救助部隊、救急部隊、航空部隊、特殊災害部隊、特殊装備部隊)
 - ④ 応援部隊の集結場所及び到達ルート
- 2) 緊急消防援助隊の能力を十分に発揮して効率的・効果的な救助・消火活動などを行うため、消防本部において活動拠点の設定、活動地域及び活動内容等必要な調整を行う。

13-2 自衛隊

(1) 自衛隊派遣要請の判断

市の地域において災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定に基づき、部隊の派遣を要請するよう求める。併せて、第8高射特科群長に対して情報を提供する。

この際、被害状況の把握等の情報収集、行方不明者の捜索活動、火災の消火活動、緊急輸送及び給水支援など支援を要請する事項等を明らかにして派遣の要請を求める。

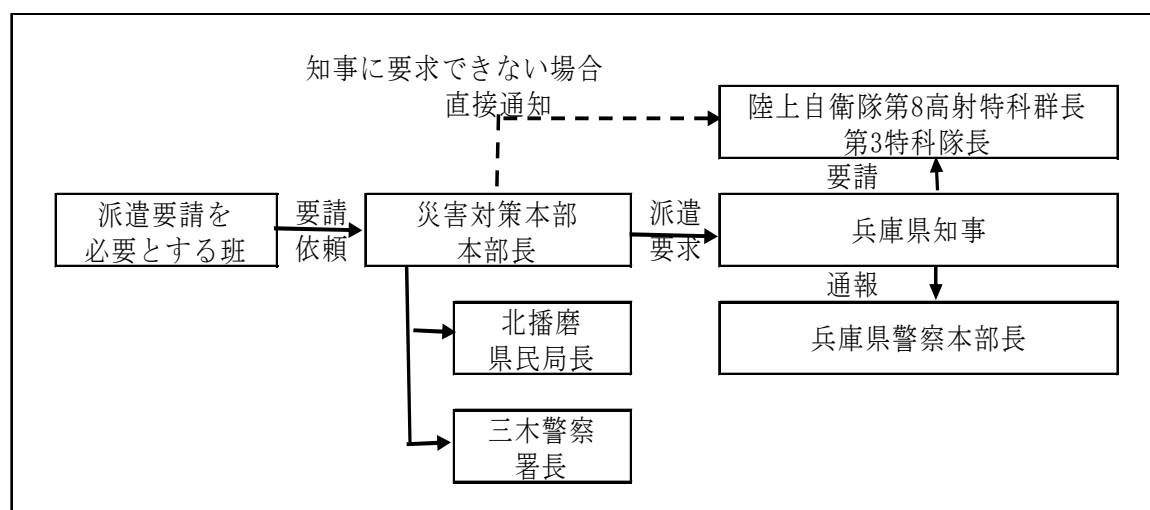
(2) 自衛隊派遣要請の判断の根拠

本部長が、災害応急対策の実施に当たり、市の組織等を活用しても事態を収集することができない場合、又は緊急を要すると判断した場合。あるいは、各班が防災業務を実施する上で自衛隊の応援が必要であると判断し、本部長に要請した場合。

(3) 自衛隊派遣要請のシステム

自衛隊の派遣要請を必要とする場合、所定の手続きにより派遣を要請する。

自衛隊派遣要請のフロー



(4) 自衛隊派遣要請の方法

1) 県知事への要請

自衛隊の派遣を要請する場合、本部長は北播磨県民局長及び三木警察署長と十分連絡をとり、兵庫県知事に対して別紙「派遣要請書」により要求する。

ただし、急を要する場合は、とりあえず電話等で要請した後速やかに派遣要請書を提出する。

【参考】自衛隊派遣要請書

2) 自衛隊の自主派遣

自衛隊の災害派遣は、県知事からの要請に基づくことが原則であるが、要請を受けて行う災害派遣を補完する例外措置として、県知事からの要請を待ついとまがな

い場合、要請を待たないで自衛隊が派遣される場合がある。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、県経由又は直接災害対策本部へ派遣部隊に関する情報が届けられる。

3) 本部長による通報

地震発生後、県への情報手段が断たれ、かつ自衛隊への派遣要請が急を要すると判断した場合、直接自衛隊へ連絡をとり、自衛隊の自主派遣の調整をとることができる。

なお、この場合は、速やかに知事に対して、その旨を通知しなければならない。

(5) 自衛隊派遣要請の基準

自衛隊派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護を必要とし、かつ、やむを得ない事態で概ね次の活動内容を要請する。

- 1) 被害状況の把握
- 2) 避難者の援護
- 3) 被災者の捜索救助
- 4) 水防活動
- 5) 交通規制
- 6) 道路又は水路の啓開
- 7) 消防活動
- 8) 通信支援
- 9) 応急医療、救護及び防疫
- 10) 人員及び物資の緊急輸送
- 11) 炊飯及び給水
- 12) 救援物資の無償貸与又は譲与
- 13) 危険物の保安及び除去
- 14) その他

(6) 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

- 1) 自衛隊との連絡調整部門は、**本部**班とする。
- 2) 災害対策本部への自衛隊連絡班の参加

市の災害対策本部との連絡調整を円滑に遂行するため、市の災害対策本部に自衛隊の連絡班及び担当者の参加を得る。また、他の応援機関との情報共有のための調整会議についても参加を得る。

(7) 自衛隊連絡所の設置

三木市の災害対策本部に自衛隊の連絡所（「503 号室」）を設ける。

(8) 自衛隊ヘリポートの確保

- 1) 事前に指定された自衛隊ヘリポートの下記候補地の内、最適地を自衛隊との協議の上決定する。

緑が丘スポーツ公園	三木山総合公園 (野球場)	三木グリーンパーク (グラウンド)
ともえ運動公園	山陽道上り 三木サービスエリア	ネスタリゾート神戸 第3駐車場
県立吉川高等学校 第二グラウンド	吉川総合公園 (多目的グラウンド)	兵庫県消防学校 (兵庫県立広域防災センター)

※山陽上り三木サービスエリア・兵庫県消防学校(兵庫県立広域防災センター)の2箇所については、常設のヘリポートとして整備。

- 2) 他の防災関係機関の活動拠点との調整が必要な場合は、本部班は都市整備班に「オープンスペース利用」の総合窓口の設置を指示し、都市整備班は、救急搬送用ヘリポート指定等、他の防災活動拠点等の情報を収集し、提供する。
- 3) 災害派遣部隊の活動に必要な資機材は、原則として派遣部隊が準備するが、被災現場で急に必要となった資材等について自衛隊からの要請があった場合、産業班で確保する。
- 4) 自衛隊から食材、飲料水、宿泊地等の要請があった場合、総務班で確保する。

(9) 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した費用のうち原則として市が負担すべき内容は概ね以下のとおりである。

- 派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資材、機材(自衛隊装備に係わるものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費
- 派遣部隊の野営に必要な土地、建物等の使用料、借上料
- 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等
- 派遣部隊の救助活動実施に際し発生した(自衛隊装備に係わるものを除く)損害の保障
- その他救助活動の実施に要する費用で、負担区分に疑義がある時は、本部長と派遣部隊長との間で協議するものとする。

(10) 撤収の要請

自衛隊派遣の撤収は、市民生活の安定や復興に支障がないよう、本部長は県知事に対して、災害派遣要請の方法に準じて、知事に撤収要請の連絡を行うこととする。

【参考】自衛隊の派遣部隊撤収要請書

13-3 警察（広域緊急援助隊）

警察法第60条第1項の規定に基づき、知事に対して派遣を依頼する。

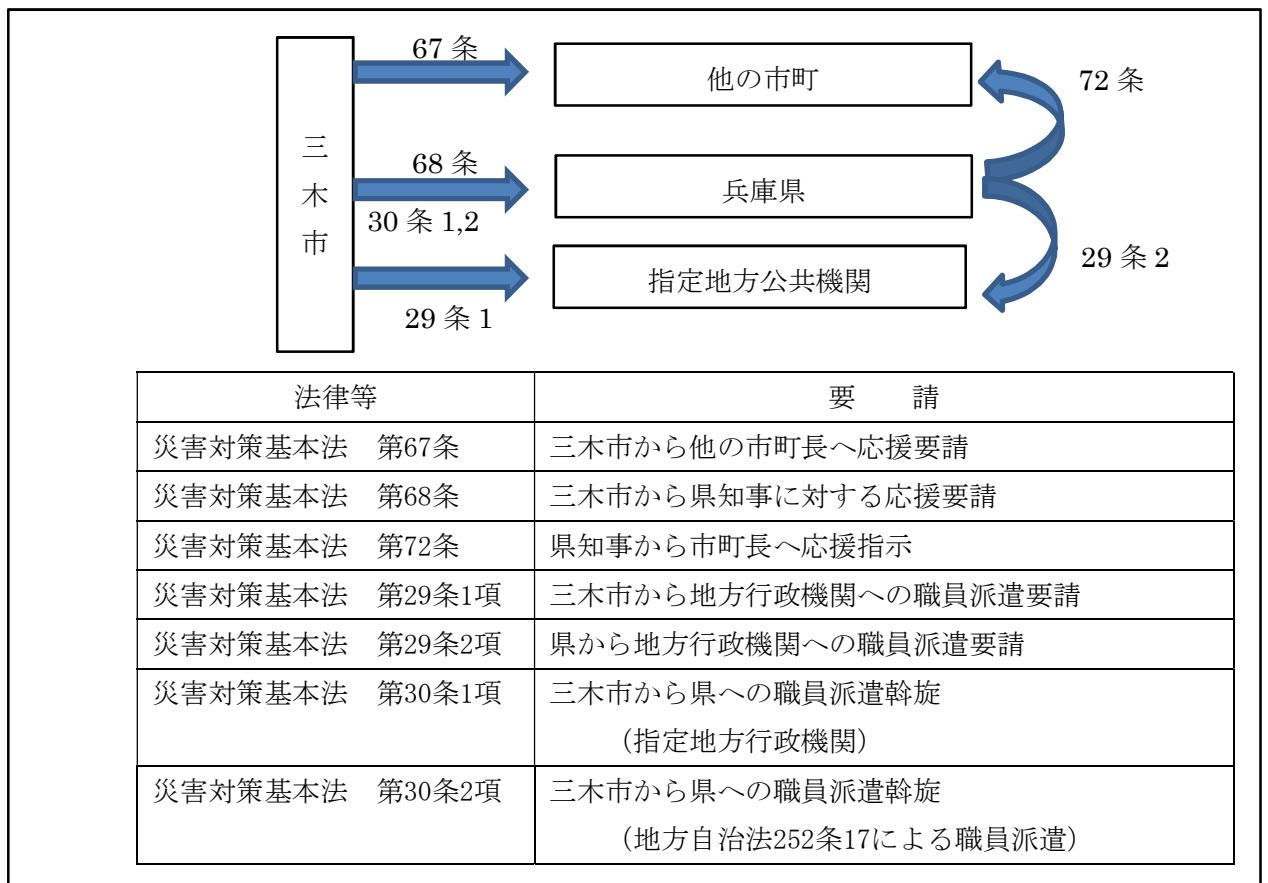
広域緊急援助隊（警察）の受入においては、三木警察署と連携し、活動拠点の設定、活動内容の調整を行う。

13-4 行政機関への広域応援要請

(1) 広域応援の判断

地震発生後、本部長は気象庁発表の地震情報や概況被害情報に基づき、現有の人員、資機材、備蓄物資等では災害応急対策を実施することが困難であると判断した時は、法律、相互応援協定等に基づき、速やかに兵庫県及び他の地方公共団体、防災関係機関等に応援を要請する。

行政機関への応援要請フロー



(2) 広域応援要請の内容

1) 本部長は、広域な応援が必要な場合は、次に掲げる応急措置について職員等の派遣を要請する。

- ① 消火、水防活動
- ② 被災者の救出救助活動
- ③ 負傷者の治療
- ④ 食料、水、物資の供給
- ⑤ ライフライン（水道、下水道、道路等）の復旧活動
- ⑥ 危険物建物判定
- ⑦ 家屋被害認定調査
- ⑧ ゴミ処理、清掃、し尿処理
- ⑨ 感染症対策活動
- ⑩ その他（行政事務全般）

2) 三木市総務部総務課において、他市・町からの応援職員を要請するとともに一括管理する。

事務の指定においては、応援職員の経験、技術に応じた適材適所の配置に留意する。

また、宿泊所、食事など応援職員の生活支援に留意する。

(3) 広域応援要請の方法

1) 各部担当班は、広域応援が必要な場合、本部班に対して広域応援要請を依頼する。

2) 本部長は、各部担当班からの依頼があった場合、又は地震情報や概況被害情報により広域的な応援要請が必要と判断した場合、法律、協定等に基づき、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、後日文書をもって処理することとする。

3) 県への要請は、県地域防災計画に定める緊急対策支援要請系統による。

【参考】応援要請文書様式

4) 広域応援要請の状況や、受入れ状況等は、応急活動指定要員が一括して情報を管理し、関係機関との協議を実施する。

(4) 防災関係機関等との応援協力体制

本部長あるいは各部は、指定公共機関や指定地方公共機関、予め協定等により災害時の応援協力体制を締結している防災関係団体等に対して、所定の手続きにより応援協力を要請する。

【参考】災関係機関等の応援要請先一覧表

(5) 広域応援の受入れ体制

本部長に対して広域応援の要請を依頼した担当班は、要請と同時に応援部隊の受入れ体制を整えるものとし、受入れ体制の内容は下記のとおりとする。

1) 応援要請及び応援活動の記録

- ① 広域応援部隊を受入れた担当班は、以下の記録をまとめる。
- ② 要請先、要請時間、要請内容
- ③ 回答内容、回答時間
- ④ 応援部隊の到着時間、人員、責任者の氏名、連絡先
- ⑤ 滞在期間
- ⑥ 搬入物資内容、量、返却義務
- ⑦ 応援活動実績記録
- ⑧ 撤収日時

2) 応援部隊の活動計画

応援部隊を受入れた担当班は、派遣された応援部隊に対して、応援活動の地域、期間、内容等の応援活動計画を作成する。

3) 応援部隊の食材、飲料水、宿泊等の手配

応援部隊は、飲料、飲料水、宿舍等の手配は自らが行うことが原則であるが、応援部隊の自立が困難な場合、総務班に要請し、総務班は必要最低限の食料、飲料水、宿舍等の手配を行う。

4) 応援部隊の活動拠点計画

応援部隊が大量の応急活動、復旧活動用の資機材等を搬入し、活動拠点となるオープンスペースの利用計画の調整が必要な場合、本部班は都市整備班に対してオープンスペース利用計画の総合窓口の設置を指示する。

都市整備班は他の応急活動の状況を勘案してオープンスペースの利用計画を調整する。

13-5 ライフライン関係事業者

ライフライン関係事業者は、災害対策本部と連携し、ライフラインの復旧作業を行う。

災害対策本部は、事業者の規模、活動内容等に応じて活動拠点を指定するとともに活動に必要な被害状況、交通状況及び復旧の優先順位等について情報提供を行う。

- (1) 電気事業者：関西電力送配電株式会社 加古川配電営業所
- (2) ガス事業者：大阪ガスネットワーク株式会社
- (3) 通信事業者：西日本電信電話株式会社 兵庫支店
- (4) 水道事業者：三木市上下水道部
- (5) 下水道事業者：三木市上下水道部

13-6 ごみ処理

「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、知事に必要な措置を要請する。

13-7 ボランティア受入計画

(1) 災害ボランティアセンターの設置

本部班は、大規模な災害が発生し、広くボランティアを募集して対応する必要があると判断した時は、福祉班に対して災害ボランティアセンターの開設を指示する。

福祉班は、三木市社会福祉協議会との協定に基づき災害ボランティアセンター運営の協力を要請する。

災害ボランティアセンターは、三木市立教育センターに開設する。

被害の状況によって、ボランティアセンターの運営に必要な資機材を設置する。

(2) 災害ボランティアセンターの業務内容

- 1) 被災者のボランティアに係るニーズ等の把握
- 2) ボランティア関連情報の収集・発信
- 3) ボランティアに係る支援
- 4) その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

(3) 災害ボランティア募集広報の実施

災害ボランティアの募集に際しては、往復の交通費負担、宿泊先確保に加え、水・非常食・救急用品・ボランティア保険加入など、ボランティアに必要な備えを自己管理で行い、自己完結で被災地に入ることを求めるとともに、ボランティアに求める活動内容について具体的に発信する。

○市ホームページやX（旧ツイッター）による情報発信

○テレビ、ラジオ、新聞等のマスコミを通じた広報

13-8 災害対策用移動通信機器の無償貸与（平成 25 年 12 月 12 日 総務省）

市は、災害発生時における応急復旧活動に係る通信の確保に支障が生じる恐れのある場合などに際し、一時的に通信手段を補完することで通信の輻輳および途絶の回避

を図る。

「総務省所管に属する物品の無償貸与及び譲渡に関する省令」第3条第8項

- 1 依頼先 近畿総合通信局防災対策推進室 T E L 06-6942-8504
F A X 06-6942-1849
- 2 借り受けできる機器
 - ・衛星携帯電話
 - ・M C A 端末
 - ・簡易無線機

14 広域一時滞在の要請

大規模広域災害時において、市が市民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、広域一時滞在进行を行う必要があると認める時は、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、県内市町又は他の都道府県と被災住民の受け入れについて協議することを求める。

また、広域一時滞在接受入れた市町村の協力を得て、被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供する。

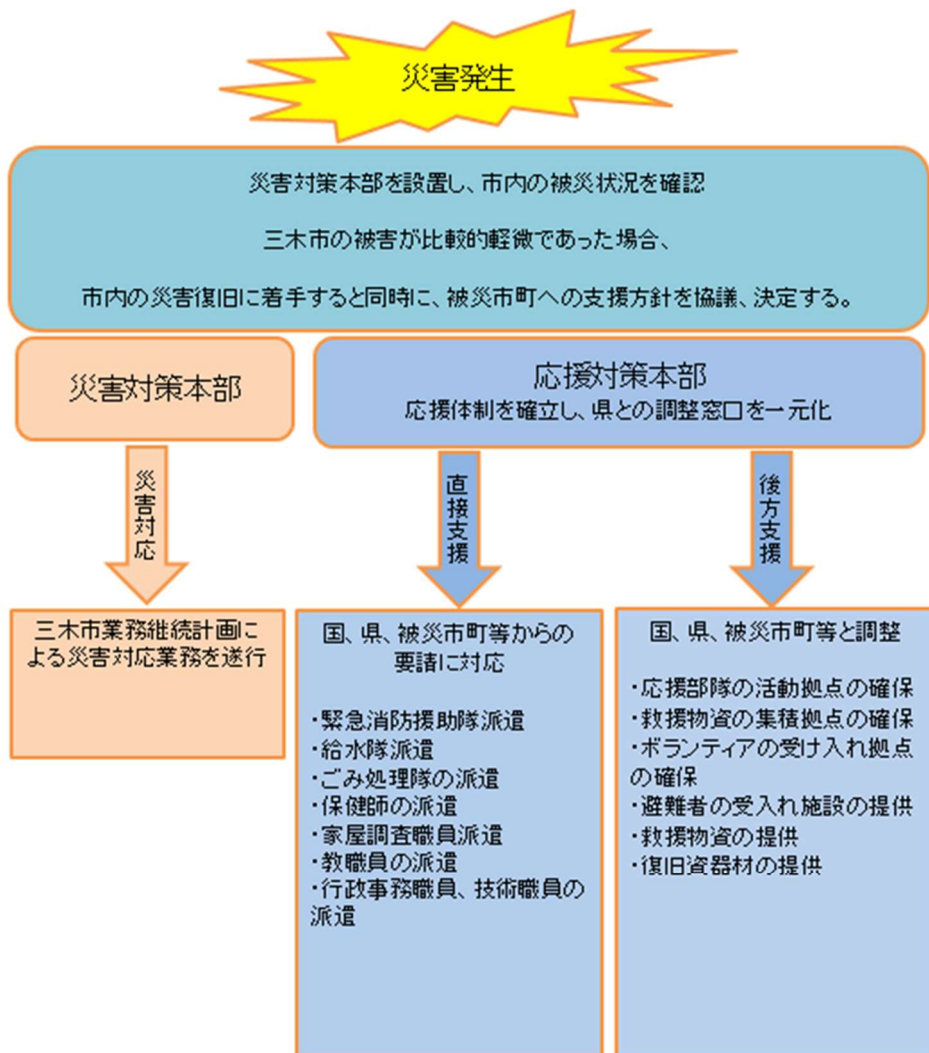
第2章 応援計画

1 基本的な考え方

南海トラフ地震等大規模災害が発生し、三木市の被害が比較的軽微であった場合においては速やかに応援体制を確立して、甚大な被害を受けた県内市町などへの効率的かつ効果的な応援を行う。

この際、県または被災市町からの要請に基づき応援を行うことを基本とする。

ただし、被害が甚大で県や被災市町からの応援要請がない場合においても、災害時相互応援協定に基づき、現地先遣隊を派遣し被災市町と協議したうえで緊急的な応援活動を行う。



2 応援対策本部の設立

国、県等から応援要請があった場合、または市独自で応援を決定した場合には、速やかに災害対策本部の所要の人員をもって応援対策本部を設立し、応援規模、応援内容、応援期間及び応援人員など応援方針を決定する。

3 応援規模・内容の決定

国、県からの要請に対し、被災市町の被害状況及び三木市の被害状況などを考慮して、応援すべき内容及びその規模について決定する。

次に示す応援内容について検討する。

- (1) 緊急消防援助隊、給水隊及びごみ処理隊の派遣
- (2) 職員の派遣（保健師、教職員、技術職員、事務職員など）
- (3) 応援部隊への活動拠点の提供
- (4) 救援物資の中継基地の開設・運営
- (5) ボランティアの受入・配分
- (6) 避難者の受入
- (7) 救援物資の提供
- (8) 復旧資機材の提供

4 応援期間の決定

被災市町が通常業務の運営が可能となる時期までを基準とし、被災市町と調整して応援期間を決定する。

5 応援の要領

(1) 兵庫県緊急消防援助隊

緊急消防援助隊の災害派遣は、消防庁長官の求め又は指示に基づき、兵庫県知事より県下市町長へ出動の求め又は指示が行われる。

三木市消防本部は、緊急の場合において消防庁長官から出動を求められた場合または県知事の出動の求め又は指示により、緊急消防援助隊を編成し、派遣する。

(2) 「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づく応援

「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づく災害派遣は、被災した場所を管轄する市町等の消防長が地域の代表消防本部を通じて応援を要請する。

三木市消防本部は、地域の代表消防本部の出動要請に基づき応援隊を編成し派遣する。

(3) 上水道の応援

給水隊は、日本水道協会の規定による県支部の派遣要請に基づき、給水隊を編成し派遣する。

(4) ごみ処理の応援

ごみ処理は、「兵庫県災害廃棄物の相互応援に関する協定」に基づく応援要請により、応援隊を編成し派遣する。

(5) 職員の派遣

国、県及び被災市町村の要請に基づき、三木市の被災状況及び業務遂行状況等を考慮して必要な職員の派遣を決定する。

派遣人員の選定においては、本人の知識、経験、技能を考慮するとともに本人の意向を確認する。

(6) 応援部隊への活動拠点の提供

被災地の救助・消火活動、医療活動などの活動を応援部隊が適切に行うため、県と協議して支援の後方拠点としての活動拠点を提供する。

活動拠点は、三木市活動拠点候補地の中から最も適切な場所を指定する。

また、応援部隊の規模に応じて市内の自治会に対して集会所の提供を呼びかけ、応援部隊の活動拠点を確保する。

(7) 救援物資の中継基地の開設・運営

被災地へ救援物資等を効率的・効果的に搬入するため、県と協議して救援物資の中継基地を開設・運営する。

救援物資中継基地は、三木市活動拠点候補地の中から被災地へ搬送するのに最も適切な場所を指定する。

また、高速道路のサービスエリアについても、搬送車両の待機場所として活用する。

(8) ボランティアの受入・配分

社会福祉協議会の協力を得て、市内にボランティア受入センターを開設し、ボランティアを受け入れるとともに被災地の要望に適合するボランティアを選定し配分する。

ボランティアの受入においては活動拠点候補地の中からボランティアの後方支援拠点を選定し設立する。

また、配分においては輸送手段の確保に留意する。

(9) 避難者の受入（広域一時滞在の受入）

市は、広域大規模災害時において、県から他市町又は他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難施設を決定し、被災住民を受け入れる。

受け入れる避難施設については、子供たちの教育に影響が少なくなるよう、教育施設以外の施設を優先するものとする。

また、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供するとともに、その生活支援に努める。

なお、福井県嶺南地域に立地する原子力施設の事故に対する住民の受入については、下表のとおりとする。

避難元						三木市広域避難受入先	
市町名	地区名1		地区名2			避難所	
	小学校区	人口	大字・町名	人口	小計	名称	所在地
若狭町	みそみ	2,428	くらみ 倉見	166	166	くろよかわちよう 口吉川町公民館	三木市口吉川町殿畑144
			しろや 白屋	230	326	三木コミュニティスポーツセンター	三木市加佐572
			じようがんじ 成願寺	96			
			うえの 上野	151	151	細川町公民館	三木市細川町豊地55-1
			のとの 能登野	339	339	中央公民館	三木市本町2-2-10
			よこわたり 横渡	293	293	勤労者福祉センター(サンライフ三木)	三木市福井1933-12
			いざき 井崎	354	354	よかわ 吉川総合公園	三木市吉川町西奥
			たかぎし 高岸	204	204	べっしよちよう 別所町公民館	三木市別所町西這田1-10
			いわや 岩屋	310	310	市民活動センター(福祉会館)	三木市末広1-6-46
			たがみ 田上	147	147	しじみちよう 志染町公民館	三木市志染町井上173
			ひがしくろた 東黒田	138	138	よかわちよう 吉川町公民館	三木市吉川町吉安246
	めいりん 明倫	949	あいだ 相田	329	329	自由が丘公民館	三木市志染町西自由が丘1-595
			ふじい 藤井	301	301	緑が丘町公民館	三木市緑が丘町中3-38
			みなみまえがわ 南前川	319	319	青山公民館	三木市志染町青山3-15-2

(原子力災害に係る広域避難ガイドライン：関西広域連合広域防災局)

(10) 救援物資の募集及び提供

災害直後では、α化米、乾パン及び毛布などの三木市が備蓄している物品を提供するとともに被災地の要望に適合する救援物資を市民から募集し、提供する。

救援物資の提供においては、被災地における配分を容易にするため、物資の区分毎の荷造りに留意する。

(11) 復旧資機材の提供

被災地の復旧に必要な資器材（スコップ、鋸、バール、一輪車等）を被災地の要望に応じて提供する。

6 経費の負担

救助活動等に係る経費については、災害対策基本法、災害救助法等の関係法令に基づいて、国、県、市及び防災関係機関が負担する。

7 義援金の募集

応援対策本部において、義援金の募集の可否について決定する。

【参考】三木市災害義援金募集委員会設置要綱

8 事務分掌

部 名 (部長担当職)	班 名	担当部課名 (班 長)	事 務 分 掌
総合政策部 (総合政策部長)	本 部 班	危機管理課	1. 他府県・市町等災害対策本部への支援計画等に関すること (以下「に関すること。」省略) 2. 県災害対策課及び他市町等との連絡調整 3. 被災地情報の収集 4. 他府県・市町等からの派遣要請に伴う連絡調整 5. 災害用緊急車輛、物資輸送の通行証明書の発行 6. 三木安全安心ネットによる情報提供活動 7. 支援配備計画、体制その他の市長命令の伝達
		秘書広報課	1. 市民への義援金募集広報活動 ア 広報誌・ホームページ掲載 イ エフエム三木への情報提供
総務部 (総務部長)		財 政 課	1. 支援等計画に基づいた各部活動の調整 2. 災害に関する予算措置 派遣職員旅費等 3. 派遣公用車輛の配車計画
		総 務 課	1. 職員派遣要請に伴う庁内広報と招集 2. 職員義援金の募集
		税 務 課	1. 家屋被害調査の技術支援
		会 計 室	1. 義援金の受付と保管

市民生活部 (市民生活部長)	市民班	市民協働課	1. 自治会等へ義援金募集協力依頼及び受付
	環境班	環境課	1. 職員派遣要請に伴う災害によるし尿、災害廃棄物、その他の廃棄物の収集及び処理
部 名 (部長担当職)	班 名	担当部課名 (班 長)	事 務 分 掌
健康福祉部 (健康福祉部長)	福祉班	福祉課	1. 災害ボランティア等の派遣に伴う社会福祉協議会等福祉団体、ボランティアセンター等への協力要請と連絡調整 2. 日本赤十字社との連絡調整 3. 社会福祉団体等と連携した支援物資の協力要請及び連絡調整
産業振興部 (産業振興部長)	産業班	商工振興課 観光振興課	1. 企業の協力を得て、応急救援物資の受入、搬送及び連絡調整
都市整備部 (都市整備部長)	都市整備班	建築住宅課	1. 建築設計の技術支援 2. 建物の危険度判定の技術支援
北播磨総合医療センター			1. 自治体病院相互応援協定に伴う医療職員派遣等の支援
上下水道部 (上下水道部長)	上下水道班	水道工務課 下水道課	1. 相互応援協定に伴う職員派遣 2. 上下水道復旧工事に係る技術、物資等の支援 3. 応急給水等の支援
消防本部 (消防長)	消防班	総務課 警防課 救急救助課	1. 緊急消防援助隊の派遣 2. 相互応援協定に伴う職員派遣 3. 消防団に関する活動 4. 消防、水防、救急部隊運用 5. 資機材の確保及び現場への搬送

教育部 (教育総務部長) (教育振興部長)	教育班	学校教育課	1. 教職員応援派遣の調整 2. 被災児童・生徒の受入れ
		文化スポーツ課	3. 文化財被害調査等の技術支援

参考資料

三木市災害義援金募集委員会設置要綱

1 目 的

この要綱は、台風１６号以降に兵庫県内で発生した一連の台風による被災者の生活を救援、三木市内の台風２３号による美嚢川水系に係る水害による被災者の生活を救援、並びに新潟中越地震災害による被災者の生活を救援ため、義援金の募集及び配分を行うことを目的として定める。

2 委員会の設置

前項の目的を達成するため「三木市災害義援金募集委員会」（以下「募集委員会」という。）を設置する。

3 構 成

(1) 募集委員会は、次の団体により構成する。

三木市、三木市議会、三木市区長協議会連合会

(2) 募集委員会の委員は、各構成団体の長をもって構成する。

(3) 委員会が特に必要と認めたときは、構成団体を追加することができる。

4 会 長

(1) 募集委員会に、会長を置く

(2) 会長は、三木市長をもって充てる

(3) 会長は、募集委員会を招集するとともに、募集委員会を統括する

5 所掌事務

募集委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 募集委員会設置要綱、募集委員会運営要領及び義援金募集要領の制定及び改廃に関すること。

(2) 義援金の募集方法、募集期間及び広報に関すること

(3) 義援金の使途及び寄贈に関すること

(4) 募集委員会監事の選任に関すること

(5) その他、義援金に関する必要な事項

6 会 議

(1) 募集委員会は委員の３分の１以上の出席をもって成立する。ただし、委員が出席できない場合は、その委任する者の出席をもって代えることができる。

(2) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(3) 会長において、会議を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回りにより決議することができる。

7 協賛団体

三木市内の各種団体、企業等に委員会の設立趣旨を広く呼びかけ、賛同を得た団体等を、協賛団体として位置付ける。

8 費用負担

義援金の募集、広報及び寄贈に要する経費については、三木市が負担（一部配布用封筒代は、義援金から支出する。）し、義援金は全額を被災地へ届けることとする。

9 事務局

募集委員会の事務を処理するため、企画部企画政策課に事務局を置く。

10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

自衛隊災害派遣部隊

文書番号

年 月 日

兵庫県知事

三木市長

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第 68 条の 2 に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣をお願いします。

記

1. 災害の状況及び派遣を要請する理由
2. 派遣を希望する期間
3. 派遣を希望する区域及び活動内容
4. その他参考事項（派遣を要請する人員、車輛、航空機、資機材等の概数）

文書番号

年 月 日

兵庫県知事

三木市長

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、応急作業を一応完了しましたので、下記のとおり撤収をお願いいたします。

記

1. 撤収要請日時
2. 派遣された部隊
3. 派遣人員及び従事作業の内容
4. その他参考事

知事（市長）あて職員派遣

文書番号

年 月 日

知事(市長)あて

三木市長

〇〇災害に伴う職員等の派遣について（依頼）

法〇〇条に基づき、下記により貴職の職員等の派遣を要請します。

記

1. 災害の状況及び派遣を求める理由
2. 応援を求める機関名
3. 応援を希望する物資、資機材、器具等の品名及び数量
4. 応援を必要とする期間
5. 応援を必要とする場所
6. 応援を必要とする活動内容
7. その他必要事項

応援部隊の活動拠点として活用する場合のチェックリスト

(初動体制：施設を活用する決定後の施設管理者の業務)

- ☐ (時間外) カギを開ける。
- ☐ 施設の被害状況を把握する。
- ☐ 施設の被害状況を市本部へ報告する。
- ☐ あらかじめ拠点として活用する施設のカギを開ける。
- ☐ 拠点活用のための担当者を決める（あらかじめ決めていた担当がいなかった場合はその場にいる者の中から決定する）。
- ☐ 担当者及び施設の被害状況を市本部に報告する(活用が可能かどうか報告する)。
- ☐ 活動拠点に必要な物を揃える。
 - (1) 専用通信（一般電話が活用できる場合はその電話の確保）
 - (2) 筆記用具
 - (3) マジック
 - (4) 紙（部屋の表示など）
- ☐ 施設の連絡手段となる通信を決める（活用できる通信。移動無線等）。
- ☐ 施設の連絡窓口の通信番号を市本部等関係機関へ連絡する。
- ☐ 連絡窓口の通信がある部屋、担当者が常駐する部屋に応援部隊名などの表示を行う。
- ☐ 施設固有の業務が休止となっても、窓口となる担当者は常駐する（1日3交代が望ましい）。

(受け入れ)

- ☐ 受け入れる部隊の情報を市本部にあらかじめ確認する。
- ☐ 部隊の車両数、人員数を確認する。
- ☐ 活動拠点として活用できる場所、施設を説明、案内する。
- ☐ 施設内に必要に応じて表示を行う（紙に書いて貼るなど）。
- ☐ 応援部隊進入路を確認する。
- ☐ 応援部隊進入路がわかりにくい場合（又は、限定されている場合）は立入禁止コーンを設置するなど、施設管理者と共同のうえ誘導措置を行う。
- ☐ 担当する部隊の車両の種類、台数を把握する。
- ☐ 駐車場の配分をチェックする。必要に応じて駐車場の配分を計画する。
- ☐ 人員が足りない場合は市対策本部と調整する。

(注意事項)

※部隊は空中搬送（ヘリコプターによる）される場合がある。施設毎によって離着陸が可能なスペースを持つところと持たないところがあるので、関係施設の確認、着陸の際の支援（周辺への周知など）に適宜柔軟に対応する。

※救助部隊（自衛隊・消防・警察）の食糧等は各部隊で持参するが、職員の食事等は各施設管理者と共同して調達すること。

※活動拠点で行う作業は救助部隊との連絡調整が基本なので、大量に人員を要するものではないと考えられるが、人員が不足する場合はまず市対策本部、次いで県支部に応援を依頼すること（県支部で人員が足りなければ県本部へ依頼すること）。

物資の集積拠点として活用する場合のチェックリスト

(初動体制：施設を活用する決定後の施設管理者の業務)

- ☐ (時間外) カギを開ける。
- ☐ 施設の被害状況を把握する。
- ☐ 施設の被害状況を市対策本部へ報告する。
- ☐ あらかじめ拠点として活用する施設のカギを開ける。
- ☐ 拠点活用のための担当者を決める（あらかじめ決めていた担当がいなかった場合はその場にいる者の中から決定する）。
- ☐ 担当者及び施設の被害状況を市対策本部に報告する（活用が可能かどうか報告する）。
- ☐ 活動拠点に必要な物を揃える。
 - (1) 専用通信（一般電話が活用できる場合はその電話の確保）
 - (2) 筆記用具
 - (3) マジック
 - (4) 紙（部屋の表示、ダンボールの表示など）
 - (5) 物資引き受け名簿（物資の内容・量・支援元等）
- ☐ 施設の連絡手段となる通信を決める（活用できる通信、移動系無線など）。
- ☐ 施設の連絡窓口の通信番号を市本部等関係機関へ連絡する。
- ☐ 連絡窓口の通信がある部屋、担当者が常駐する部屋に「物資集積拠点事務所」などの表示を行う
- ☐ 施設固有の業務が休止となっても、窓口となる担当者は常駐する（1日3交代が望ましい）。

(受け入れ)

- ☐ 受け入れる物資の種類、量、受け入れ時間等の情報を市本部にあらかじめ確認する。
- ☐ 物資搬入路を確認する。
- ☐ 物資搬入路がわかりにくい場合（又は、限定されている場合）は立入禁止コーンを設置するなど、施設管理者と共同のうえ誘導措置を行う。
- ☐ 物資輸送者の確認をする。
(配送先が違う場合は本来の配送先を案内し、突然来た物資搬送は市対策本部等へ確認し、判断を待つ。)
- ☐ 物資の中身及び量を確認する。
- ☐ 物資の一時保管場所（体育館など）に、物資の種類毎に配置する。
 - (1) 保存の可能な食料（カップラーメンなど）

- (2) 保存の可能な副食（カップおしるこ、お菓子など）
- (3) 生活用品（毛布、カイロなど）
- (4) 特別な物資（お年寄り用のやわらかい食べ物、生理用品、粉ミルクなど）
- (5) 衣類
- (6) その他

□ ダンボールに表示がない場合はマジックで記載するか、紙に書いて貼る。

（注意事項）

※物資は空中搬送（ヘリコプターによる）される場合がある。施設毎によって離着陸が可能なスペースを持つところと持たないところがあるので、関係施設の確認、着陸の際の支援（周辺への周知など）に適宜柔軟に対応する。

※集積拠点に周辺住民が直接救援物資などを受け取りに来る場合が想定されるが、基本的に配分は市対策本部の指示に従う（通常は避難所、支所等を拠点に物資等を配分する）。

※担当職員の食事等は各施設管理者で共同して調達することとし、物資を活用しないこと。

※物資の量によっては当初考えていた人出が足りなくなることも十分考えられる。その際は市対策本部に応援を依頼する（市町村で人員が足りなければ県支部へ依頼すること。そのほか活動中のボランティアに依頼し、人員を補充することを検討する。）。

活動拠点・一時集積配分拠点開設チェックリスト

項目	確認内容	チェック
1. 施設に到着	・建物内に人がいる場合は、安全なスペースへ移動させる	☐
2. 施設全体の確認 <u>※2次被害を防ぐため、この項目内で問題点があれば、施設状況の確認を止め、別の施設への指定を行います。</u>	・周辺施設が施設に倒れ込む危険性はないか	☐
	・建物は傾いていないか	☐
	・建物にひび割れはないか	☐
	・壁の剥落はないか	☐
	・屋根の落下や破損はないか	☐
3. 施設内の確認	・天井の落下や亀裂はないか	☐
	・床に亀裂や散乱物はないか	☐
	・照明が落下や破損していないか	☐
	・窓ガラスが割れたり、ひびが入っていないか	☐
	・火事は発生していないか	☐
	・廊下は安全に通行できるか	☐
	・階段は安全に上り下りできるか	☐
	・非常階段は使用できるか	☐
	・トイレは使用可能か	☐
	・ガス漏れ、灯油漏れなどの異臭はないか	☐
4. ライフラインの確認	・電気は使えるか	☐
	・水道は使えるか	☐
	・ガスは使えるか	☐
5. 通信機器の確認	・防災無線は使用できるか	☐
	・電話、FAXは使用可能か	☐
6. 受入れスペースの確保	・本部室（スペース）は確保したか	☐
7. 災害対策本部への報告	・開設を本部へ連絡したか	☐
	・応援人員必要性の有無について	☐
	・物資の必要性の有無について	☐
	・現時点での活動者数について	☐
【その他気づいた点】		

活動拠点・一時集積配分拠点開設報告書

1	発信 or 受信	
2	報告日時	年 月 日 時 分
3	報告手段	電話・FAX・メール・伝令・その他（ ）
4	送信者	
5	受信者	
6	施設名	
7	施設の活用種別	活動拠点 ・ 一時集積配分拠点
8	施 建物	安全 ・ 要注意 ・ 危険 ・ 未実施
	設 ライフライン	停電 ・ 電話故障 ・ 断水 ・ ガス停止
	状 土砂崩れ	あり ・ 兆候あり ・ なし
	況 道路状況	通行可 ・ 片側通行可 ・ 渋滞 ・ 通行不可
9	通信状況	手段（ ）
10	特記事項（活動する応援部隊の規模、市町村の担当職員数など）	

※この報告書は、施設開設直後に報告します。

※発信者側からの送付が困難な場合は、受信者側で聞き取った内容を記載します。

事 務 引 継 書

施設名：_____

日 時：_____年 月 日 時 分

	前任者	後任者
担当者名		
業務内容		
業務における注意点		
支援活動者、物資集積の様子		
支援活動部隊、物資搬送者からの 要望・苦情		
市町村の対応状況		
情報共有事項		
その他		

1. 兵庫県・県内市町（衛星電話の発信は7 発信）

関係機関		窓口	一般		衛星	
			TEL	FAX	TEL	FAX
兵庫県	県災害対策本部 (未設置の時)	兵庫県危機管理部 災害対策課	078-362-9988	078-362-9911	151-3140	151-6380
	県災害対策本部 (設置の時)	県災害対策本部 対策局総括班	078-362-9861		151-5331	
	北播磨県民局	総務企画室 総務防災課	0795-42-9304	0795-42-4704	151-87- 185-1206 (県庁経 由)	151-87- 185-630 (県庁経 由)
県内市町	神戸市	危機管理室	078-322-6456	078-322-6031	100-52	100-61
	尼崎市	災害対策課	06-6489-6165	06-6489-6166	202-52	202-61
	西宮市	災害対策課	0798-35-3643	0798-36-1990	204-52	204-61
	芦屋市	防災安全課	0797-38-2093	0797-38-2157	206-52	206-61
	伊丹市	危機管理室	072-784-8166	072-784-8172	207-52	207-61
	宝塚市	総合防災課	0797-77-2078	0797-77-2150	214-52	214-61
	川西市	危機管理課	072-740-1145	072-740-1320	217-52	217-61
	三田市	危機管理課	079-559-5057	079-559-1254	219-52	219-61
	猪名川町	生活安全課	072-767-1207	072-767-7260	301-52	301-61
	明石市	総合安全対策室	078-918-5069	078-918-5140	203-52	203-61
	加古川市	防災対策課	079-427-3622	079-427-3623	210-52	210-61

関係機関		窓口	一般		衛星	
			TEL	FAX	TEL	FAX
県内市町	高砂市	危機管理室	079-443-9008	079-442-9577	216-52	216-61
	稲美町	危機管理課	079-492-9168	079-492-7792	381-52	381-61
	播磨町	危機管理課	079-435-0991	079-435-7901	382-52	382-61
	西脇市	防災対策課	0795-27-8287	0795-22-3515	213-52	213-61
	三木市	危機管理課	0794-89-2370	0794-82-2278	215-52	215-61
	小野市	防災グループ	0794-63-3387	0794-63-1093	218-52	218-61
	加西市	危機管理課	0790-42-8751	0790-43-1800	220-52	220-61
	加東市	防災課	0795-43-0403	0795-42-5055	341-52	341-61
	多可町	生活安全課	0795-32-4777	0795-32-2661	361-52	361-61
	姫路市	危機管理室	079-223-9601	079-223-9541	201-52	201-61
	神河町	住民生活課	0790-34-0963	0790-34-1556	445-52	445-61
	市川町	総務課	0790-26-1010	0790-26-1049	442-52	442-61
	福崎町	住民生活課	0790-34-0963	0790-34-1556	443-52	443-61
	相生市	危機管理課	0791-23-7132	0791-22-6439	208-52	208-61
	たつの市	危機管理課	0791-64-3219	0791-63-3788	221-52	221-61
	赤穂市	危機管理担当	0791-43-6866	0791-43-6892	212-52	212-61

関係機関		窓口	一般		衛星	
			TEL	FAX	TEL	FAX
県内市町	宍粟市	危機管理課	0790-63-3119	0790-63-3064	521-52	521-61
	太子町	企画政策課	079-277-5998	079-276-3892	464-52	464-61
	上郡町	住民課	0791-52-1115	0791-52-6490	481-51	481-61
	佐用町	防災対策室	0790-82-0664	0790-82-0492	501-52	501-61
	豊岡市	危機管理課	0796-23-1111	0796-24-5932	209-52	209-61
	養父市	防災安全課	079-662-2899	079-662-7491	601-52	601-61
	朝来市	防災安全課	079-672-6112	079-672-5007	622-52	622-61
	香美町	防災安全課	0796-36-1190	0796-36-3809	543-52	543-61
	新温泉町	町民安全課	0796-82-3120	0796-82-2970	582-52	582-61
	丹波篠山市	市民安全課	079-552-1116	079-554-2332	661-52	661-61
	丹波市	くらしの安全課	0795-82-0250	0795-82-1821	642-52	642-61
	洲本市	消防防災課	0799-24-7623	0799-24-1722	205-52	205-61
	南あわじ市	危機管理課	0799-64-0001	0799-64-2170	681-55	681-65
	淡路市	危機管理課	0799-43-5203	0799-43-5303	703-55	703-65

2. その他行政機関・防災関係機関（衛星電話の発信は7発信）

関係機関		窓口	一般		衛星	
			TEL	FAX	TEL	FAX
指定地方行政機関等	神戸地方気象台	観測予報現業室	078-222-8915	078-222-8945	982-33	982-61
	近畿地方整備局	兵庫国道事務所	078-331-4474	078-334-1611		
		姫路河川国道事務所	079-282-3503	079-282-8211		
	近畿農政局	神戸地域センター 農政推進グループ	078-331-9946	078-331-2550		
		加古川水系広域農業 水利施設総合管理所 (吞吐ダム)	0794-87-3321	0794-89-8193		
	兵庫農政事務所	地域第4課	0795-42-2419			
	兵庫県森林管理署	神戸森林事務所	078-511-4742	078-511-9125		
	陸上自衛隊 青野原駐屯地	第8高射特科群 第338高射中隊	0794-66-7301	0794-66-7301		
防災関係機関	日本赤十字社 兵庫県市支部	救護福祉課県支部事 務局	078-241-1499	078-241-6990	986-33	986-61
	西日本高速道路 (NEXCO) 関西支社	◎神戸高速道路事務 所	078-904-4092	078-904-4320		
		福崎高速道路事務所	0790-22-4903	0790-22-4918		
		姫路高速道路事務所	079-269-0690	079-269-0665		
	NHK神戸放送局	放送部	078-252-5100	078-252-5110	987-33	987-61
	サンテレビジョン	報道デスク	078-361-0372	078-360-0341	989-33	989-61
	ラジオ関西	報道デスク	078-362-7378	078-362-7403	988-33	988-61

3. 消防関係（衛星電話の発信は7発信）

関係機関		窓口		一般		衛星	
				TEL	FAX	TEL	FAX
緊急消防 援助隊	総務省消防庁	兵庫県危機管理部 災害対策センター		078-362-9900	078-362-9911	151-5331	151-6380
県広域 消防相 互応援	神戸市消防局	明石市消防局 (東播地域代表)		078-921-0119	078-927-0119	754-42	754-62
神 戸	神戸市消防局	昼	司令課	078-333-0119	078-325-8529	100-42	100-62
		夜					
阪 神 地 域	○尼崎市消防局	昼	消防防災課	06-6481-0119	06-6483-5023	753-43	753-62
		夜	情報指令課		06-6482-1995		
	◎西宮市消防局	昼	警防課	0798-26-0119	0798-36-2460	755-42	755-62
		夜	指令課				
	芦屋市消防本部	昼	警防課	0797-32-2345	0797-32-0119	206-43	206-62
		夜	指令課				
	伊丹市消防局	昼	警防課	072-783-0123	072-783-4999	757-42	757-62
		夜					
	宝塚市消防本部	昼	警防課	0797-73-1141	0797-73-0199	762-43	762-62
		夜	消防指令センター				
	川西市消防本部	昼	警防課	072-759-0119	072-757-3379	765-44	765-62
		夜					
	三田市消防本部	昼	警防課	079-564-0119	079-563-1230	767-43	767-62
		夜					
	篠山市消防本部	昼	警防課	079-594-1119	079-594-2070	871-42	871-62
		夜	消防署通信係				
	丹波市消防本部	昼	消防課	0795-72-2255	0795-72-1155	911-42	911-62
		夜					
	猪名川町消防本部	昼	消防署	072-766-0119	072-766-1216	769-243	769-260
		夜					

◎地域別代表消防本部

○地域別代表代行消防本部

関係機関		窓口		一般		衛星	
				TEL	FAX	TEL	FAX
東 播 地 域	◎明石市消防局	昼	情報指令課	078-921-0119	078-927-0119	754-42	754-62
		夜					
	○加古川市消防本部	昼	指令課	079-424-0119	079-425-7587	759-44	759-62
		夜					
	高砂市消防本部	昼	消防課	079-448-0119	079-448-0124	764-41	764-62
		夜					
	三木市消防本部	昼	警防課	0794-82-0119	0794-82-9167	763-41	763-62
		夜					
	小野市消防本部	昼	総務課	0794-63-0119	0794-63-6699	218-42	218-62
		夜					
	北はりま消防本部 (西脇消防署)	昼	警防課	0795-48-3072	0795-48-3234	920-42	920-62
		夜	西脇消防署	0795-22-0119	0795-23-6119	920-43	
	北はりま消防本部 (加西消防署)	昼	警防課	0795-48-3072	0795-48-3234	768-44	768-62
		夜	加西消防署	0790-42-0119	0790-43-0119		
	北はりま消防本部 (加東消防署)	昼	警防課	0795-48-3072	0795-48-3234	891-42	891-62
		夜	加東消防署	0795-42-0119	0795-42-4209	891-43	
	淡路広域消防 事務組合消防本部	昼	警防課	0799-24-0119	0799-24-4575	906-44	906-62
		夜	指令課				

◎地域別代表消防本部

○地域別代表代行消防本部

関係機関		窓口		一般		衛星	
				TEL	FAX	TEL	FAX
西 播 地 域	◎姫路市消防局	昼	情報指令課	079-223-0003	079-222-8222	201-42	201-62
		夜					
	○赤穂市消防本部	昼	警防課	0791-43-6883	0791-45-0119	761-43	761-62
		夜	通信指令室	0791-43-0119			
	西はりま消防本部 (相生消防署)	昼	通信指令室	0791-23-3119	0791-23-7119	208-42	208-62
		夜					
	西はりま消防本部 (たつの消防署)	昼	警防課	0791-64-3176	0791-63-3042	211-43	211-62
		夜	通信指令室	0791-63-3511			
	西はりま消防本部 (宍粟消防署)	昼	消防課	0790-62-0119	0790-63-0119	918-41	918-62
		夜	通信指令室				
	西はりま消防本部 (佐用消防署)	昼	警防課	0790-82-3872	0790-82-0119	858-43	858-62
		夜					
但 馬 地 域	◎豊岡市消防本部	昼	指令センター	0796-24-1119	0796-24-4253	929-43	929-62
		夜					
	南但消防本部 ○（朝来消防署）	昼	消防課	079-672-0119	079-672-5046	914-44	914-62
		夜	通信指令室				
	南但消防本部 (養父消防署)	昼	警防課	079-662-0119	079-662-7764	864-43	864-62
		夜					
	美方広域消防本部	昼	警防課	0796-92-0119	0790-92-0937	928-41	928-62
		夜					

◎地域別代表消防本部

○地域別代表代行消防本部